

民間学童保育室運営事業費補助金交付要綱

令和8年4月

高 槻 市

高槻市民間学童保育室運営事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高槻市補助金交付規則（昭和40年2月22日高槻市規則第290号。）に定めるもののほか、高槻市民間学童保育室運営事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、高槻市民間学童保育室運営事業を実施する事業の運営主体に対し、予算の範囲内において当該事業に係る費用の一部を補助することにより、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の意義は、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号。）、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日・厚生労働省令第63号、以下「設備運営基準」という。）、高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例（令和3年12月16日高槻市条例第45号、以下「基準条例」という。）、高槻市立学童保育室条例（昭和54年3月27日高槻市条例第13号。）、高槻市立学童保育室条例施行規則（昭和54年3月31日高槻市規則第15号、以下「保育室条例施行規則」という。）及び高槻市民間学童保育室運営事業実施要綱（平成28年9月2日既決高子育第1074号、以下「事業実施要綱」という。）による。

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる事業者は、児童福祉法第34条の8第2項に規定される届出を行っており（届け出た事項に変更があるときは、同法同条第3項に規定される変更の届出を行うこと。）かつ、市長が適当と認めた法人とする。

なお、補助金の交付については、当該年度の予算の範囲内で行うものとするため、前年度末までに当該運営事業費補助の交付を受けている事業者、高槻市民間学童保育室環境整備事業費補助金の交付を受け新規開設により事業実施する事業者を対象とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。
- （2）暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。
- （3）暴力団密接関係者 大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。

2 前項の規定にかかわらず、新規の事業者の選定は、既存の補助金交付決定事業者が事業を廃止し、又は休止したことにより、市における放課後児童健全育成事業の適正な供給量に不足が生じた場合に限り行うものとする。

（補助事業及び補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、平成27年4月1日以降に新たに行う放課後児童健全育成事業とし、設備運営基準、基準条例及び事業実施要綱を満たすものとする。ただし、ひとつの支援の単位の入室児童の数が、10人以上のものに限る。

2 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。ただし、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号。）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号。）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税仕入れ控除税額等」という。）を除く。

- （1）補助事業に要する経費のうち支援員等に係る人件費、運営費及び維持管理費。

(2) 補助事業に要する経費のうち施設に係る建物の賃借料。

ア 補助事業の対象となる施設は、基準条例に規定する専用区画及びその他専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものに限る。

イ 補助対象経費は、建物に係る賃借料、共益費、管理費等当該放課後児童健全育成事業の用に供する施設を賃借することにより必要となる定期的に支払うべき経費とする。

ウ 建物を賃借する契約において、貸主が法人の役員(役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。)、寄附者等特別の関係のある場合には、補助の対象としない。

(3) 補助事業に要する経費のうち障がい児の受入に係る支援員等の人件費。

ア 補助事業の要件は、保育室条例施行規則第2条第1号及び第2号に規定する児童又は療育手帳若しくは身体障害者手帳等を所持する児童を1人以上を受入れ、かつ障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する支援員等を配置した場合とする。

(4) 補助事業に係る経費のうち児童の送迎に係る経費

ア 補助事業の要件は、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、児童への付き添いや、バス等による送迎(送迎車輛の運行委託を含む。)を行った場合とする。

イ 送迎を行うためのバス等車輛に係る経費については、燃料費のみを対象とする。

ウ 同項第1号で人件費の補助を受けた支援員等が、本事業の送迎を行った場合の人件費は、補助の対象としない。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の額は、補助事業の実施体制を確保するために必要な額とし、別表で規定する基準に基づき、区分ごとに補助基準額と実支出額のいずれかの低い方の額を、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定により算出した額の合計額に、1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切捨てる。

3 市長は、交付申請の総額が当該補助金に係る予算額を超えるときは、補助金の額を調整し又は交付しないことができる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が定める期日までに、民間学童保育室運営事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の事業計画書又はこれに相当する書類(別紙1)

(2) 補助事業の収支予算書又はこれに相当する書類(別紙2)

(3) 支援員・補助員等職員名簿(別紙3)

(4) 児童・保護者名簿(別紙4)

(5) 要件確認申立書(様式第2号)

(6) 賃貸借契約書の写し

(7) 事業を利用する児童に係る賠償責任保険、傷害保険等の申込書の写し

(8) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、第1項の規定による申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等を減額して、申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項について調査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

(1) 法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)に違反していないこと。

- (2) 予算の範囲内であること。
 - (3) 補助事業の目的及び内容が適正であること。
 - (4) 補助対象経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。
 - (5) その他市長が必要と認める事項。
- 2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
 - 3 市長は、第1項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、速やかに補助金を交付しない旨を決定するものとする。
 - 4 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった日から30日以内に、当該申請に係る補助金を交付する又は交付しない旨を決定するものとする。

(補助金交付の条件)

- 第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために、次に掲げる条件を付するものとする。
- (1) 補助事業に要する経費の配分又は当該事業の内容の変更(第13条第1項に定める軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)に対し報告を求め、又は市職員に当該補助事業者の事務所等に立入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
 - (5) 関係法令等及びこの要綱を遵守すること。
 - (6) 第7条第2項のただし書きの規定により交付の申請がなされた場合において、補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第3号)により、市長に報告すること。
 - (7) 対象児童が、民間学童保育室退室届出書(事業実施要綱様式第2号)により退室した場合や保護者の状況等が変更になった場合は、速やかに市長に報告するものとする。
- 2 市長は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部を市に返還すべき旨の条件を付することができる。
 - 3 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要がある場合には、前2項に定める条件のほか必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

- 第10条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、民間学童保育室運営事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、速やかに申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、民間学童保育室運営事業費補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第11条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に限り、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の申請の取下げは、民間学童保育室運営事業費補助金交付申請取下書(様式第6号)を市長に提出することにより行わなければならない。
 - 3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（概算払による交付）

- 第12条 市長は、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払により交付するものとする。なお、交付は第4四半期にまで分割することとし、その時期は交付決定にて定めるものとする。ただし、第4条第2項の規定を満たさないことがあきらかとなった場合は、それ以降の補助金の交付は行わないものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとする時は、第10条第1項の規定による通知を受けた後、民間学童保育室運営事業費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の請求書を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助事業の変更等）

- 第13条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は当該事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ民間学童保育室運営事業費補助金交付変更承認申請書（様式第8号）に補助事業の変更内容を記載した書類（別紙5）を添付し、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助額に影響のない軽微な変更であって、補助事業の目的に変更がないものと市長が認めるときについては、この限りではない。
- 2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ民間学童保育室運営事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を文書で市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により承認をしたときは、当該補助事業者に係る補助金の交付の決定を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。この場合において、市長は、補助事業の変更等に伴う民間学童保育室運営事業費補助金交付決定取消・変更通知書（様式第10号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

- 第14条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- 2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取消すことが出来る場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- （1）天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- （2）補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）
- 3 市長は、第1項の規定による取消し又は変更を行ったときは、事情変更による民間学童保育室運営事業費補助金交付決定取消・変更通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の適正な遂行）

- 第15条 補助事業者は、法令等の定め並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行なわなければならない。いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（立入検査等）

- 第16条 市長は、補助金の適正な執行を期するため必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で市職員に当該補助事業者の事務所等に立入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。
- 2 補助事業者は、市長の請求に基づき、補助事業の遂行の状況について報告しなければならない。

（事業遂行等の指示）

- 第17条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、その者の補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう必要な指示をすることができる。
- 2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、当該補助事業の遂行の一時停止を指示することができる。
- 3 市長は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を指示する場合においては、当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までに補助事業者がとらないときは、第23条第1項第4号の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取消す旨を当該補助事業者に告知するものとする。

（補助事業完了届）

- 第18条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から10日以内、かつ、補助金の交付の決定に係る市の会計年度の末日までに、民間学童保育室運営事業費補助金補助事業完了届（様式第12号。以下「補助事業完了届」という。）に補助事業の成果を記載した書類（別紙6）を添付し、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第19条 市長は、前条の規定による補助事業完了届を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間学童保育室運営事業費補助金額確定通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項の規定による補助金の額の確定は、前条の規定による補助事業完了届に基づき算出された額と、第8条第1項の規定による補助金の交付決定額（第13条第1項又は第14条第1項の規定により変更した場合は、当該変更後の額とする。）とのいずれか低い額をもって行う。

（是正のための措置）

- 第20条 市長は、第18条の規定による補助事業完了届を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるよう当該補助事業者に対し指示することができる。
- 2 前2条の規定は、前項の規定による指示に従って補助事業について準用する。

（補助金の精算）

- 第21条 概算払いにより補助金の交付を受けた補助事業者は、第19条第1項の規定により通知を受けたときは、民間学童保育室運営事業費補助金精算書（様式第14号、以下「精算書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、第22条第1項第1号に掲げる収支報告書その他これに類する書類に精算金額が記載され、かつ、当該精算金額と第19条第1項の規定による補助金の確定額とに相違がないときは、当該収支報告書等の提出をもって、精算書を提出したものみなす。
- 2 補助事業者は、第19条の規定により補助金の額が確定した場合において、既に交付を受けている補助金の額が当該確定した補助金の額に満たないときはその差額に相当する補助金の交付を請求することができる。

3 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による補助金の交付の請求について準用する。

（実績報告）

第22条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から2か月以内に、民間学童保育室運営事業費補助金実績報告書（様式第15号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）補助事業の収支決算書又はこれに相当する書類（収支報告書）（別紙7）
- （2）支援員・補助員等職員名簿（別紙3）
- （3）児童・保護者名簿（別紙4）
- （4）支援員等の給与台帳（1年分の写し）
- （5）次の支払実績を確認できる書類（領収書の写し等）
 - ア 運営費及び維持管理費のうち1件あたりの支払額が10万円以上のもの
 - イ 光熱水費に係るもの
 - ウ 施設に係る建物の賃借料
- （6）その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税仕入控除税額等を減額して申請しなければならない。ただし、報告時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではない。

（決定の取消）

第23条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- （1）虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- （2）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3）第9条の規定に基づく条件に違反したとき。
- （4）第17条又は第20条第1項の規定に基づく市長の指示に従わなかったとき。
- （5）正当な理由がなく第18条の規定により補助完了届の提出を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- （6）正当な理由がなく第22条の規定により実績報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- （7）第29条第3項の規定に違反したとき。
- （8）補助事業者の責めに帰すべき事情により、当該補助事業の適正な履行が行われないと認められるとき。
- （9）第4条第1項の各号のいずれかに該当すること若しくは該当していたことが判明したとき。
- （10）第5条第1項の規定を満たさないことがあきらかになったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、民間学童保育室運営事業費補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第24条 補助事業者は、第13条第4項、第14条第1項又は前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、市長が定める期日までに、当該補助金の額を返還しなければならない。

2 補助事業者は、第19条の規定により補助金の額が確定した場合において、既にその確定額を超える補助金の交付を受けているときは、市長が定める期日までに、当該確定額を超える部分に相当する補助金の額を返還しなければならない。

（加算金及び延滞金）

第25条 補助事業者は、第23条第1項の規定による取消しにより、補助金の返還を求められた

ときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を求められた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を求められた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を求められた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者は、第1項に定める場合を除き、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 5 市長は、補助事業者が第1項又は前項の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむをえない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還）

第26条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、速やかに当該消費税仕入控除税額等を市長に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による報告をしたときは、市長が定める期日までに、当該消費税仕入控除税額等に相当する補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- 3 前条第4項の規定は、前項の規定による返還について準用する。

（他の補助金の一時停止等）

第27条 市長は、補助事業者が補助金の返還を求められ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一時を納付しない場合において、その者に対しての同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該交付すべき補助金の額と未納付額とを相殺することができる。

（理由の提示）

第28条 市長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の指示又は補助事業の是正のための措置の指示をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第29条 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産のうち補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ取得財産の処分承認申請書（様式第17号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業者が第9条第2項の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する額を市に返還した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

4 市長は、次に掲げる場合には、前項の規定による取得財産の処分の承認をするものとする。この場合において、市長は、速やかに取得財産の処分承認書（様式第18号）により通知するものとする。

（1）申請理由が適当と認められるとき。

（2）災害等により補助事業者の責めに帰することのできない理由により、当該財産が毀損又は滅失したとき。

（関係書類の整備）

第30条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第19条の規定による補助金額確定通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年9月29日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。但し、この要綱の施行の際、現に改正前の様式により作成されている用紙等は、当分の間、所要の調整の上、改正後の様式により作成した用紙等として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

なお、別表中、支援員等に係る人件費、運営費及び維持管理費の補助基準額については、要綱の施行後一定の時期において、その施行の状況や社会情勢の変化等を踏まえ見直しについて引き続き検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月17日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第6条関係）

区分	補助基準額
支援員等に係る人件費、 運営費及び維持管理費	放課後児童健全育成事業の実施に必要な放課後児童支援員及び補助員に係る人件費、運営費及び維持管理費のうち、人件費（支援員等に係るものを除く）、研修費、消耗品費、備品費、修繕費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料及びこれらに類する費用。 （１）放課後児童支援員（常勤職員に限る）が2人以上の場合 年額 6,939,000円 （２）放課後児童支援員が1人以上の場合 年額 6,000,000円 ※常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所ごとに定める運営規定に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。なお、常勤職員については、1年間以上の継続雇用が見込めること。
施設に係る 建物の賃借料	放課後児童健全育成事業を学校敷地外の民家・アパート等を活用して、平成27年度以降に新たに実施した又は実施する場合に必要な賃借料。（ひとつの支援の単位あたり） 年額 3,374,000円
障がい児の受入れ に係る人件費	放課後児童健全育成事業の実施に必要な放課後児童支援員及び補助員とは別に配置した専門的知識等を有する放課後児童支援員等に係る人件費 年額 2,232,000円
児童の送迎に係る経費	児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、児童への付き添いや、バス等による送迎（送迎車輛の運行委託を含む。）を行った場合とする。 年額 581,000円

備考

- 1 当該年度中に事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。以下同様とする。）が12月に満たない場合には、補助基準額は区分ごとの額に「事業実施月数÷12月」を乗じた額（1円未満切り捨て。）とする。
- 2 ひとつの支援の単位の児童の数が、10人以上20人未満の場合は、区分「支援員等に係る人件費、運営費及び維持管理費」において、補助基準額から「補助基準額×0.25」を減じた額（1円未満切り捨て。）とする。ただし、経過措置として、申請のあった民間学童保育室に対し初めて交付決定を行った年度を含む3年度の間は適用しない。